

# 平成 29 年 公益社団法人 大阪市工業会連合会『グループ保険』中途加入者用パンフレット読み替え表

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入）ください。

頁	項目	本更新パンフレット記載内容		中途加入時の読み替え内容		
表紙	責任開始期(加入日)	申込締切日	責任開始期(加入日)	申込締切日	責任開始期(加入日)	掛金払込開始月
	申込締切日	平成 28 年 9 月 23 日(金)	平成 29 年 1 月 1 日	平成 28 年 12 月末日	平成 29 年 2 月 1 日	平成 29 年 1 月
				平成 29 年 1 月末日	平成 29 年 3 月 1 日	平成 29 年 2 月
				平成 29 年 2 月末日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月
				平成 29 年 3 月末日	平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 4 月
				平成 29 年 4 月末日	平成 29 年 6 月 1 日	平成 29 年 5 月
				平成 29 年 5 月末日	平成 29 年 7 月 1 日	平成 29 年 6 月
				平成 29 年 6 月末日	平成 29 年 8 月 1 日	平成 29 年 7 月
				平成 29 年 7 月末日	平成 29 年 9 月 1 日	平成 29 年 8 月

詳細は本更新時のパンフレットをご覧ください。

平成 29 年 公益社団法人 大阪市工業会連合会『グループ保険』中途加入者用パンフレット読み替え表

頁	項目	本更新パンフレット記載内容	中途加入時の読み替え内容
1	掛金と保障額	<p>※記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3カ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。</p> <p>※(省略)</p> <p>※(省略)</p> <p>※掛金は参加企業が前月25日までに事務局に納付するものとします。 (第1回目は平成28年12月22日まで) 個人負担の掛金の払込方法および開始時期については各工産業会へお問い合わせください。</p>	<p>※上記の掛金は、本人・配偶者ともに正規掛金です。</p> <p>※(省略)</p> <p>※(省略)</p> <p>※掛金は参加企業が前々月末日までに事務局に納付するものとします。個人負担の掛金の払込方法および開始時期については各工産業会へお問い合わせください。</p>
2	加入取扱いに関する注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(省略)</li> <li>●(省略)</li> <li>●(省略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(省略)</li> <li>●(省略)</li> <li>●(省略)</li> </ul> <p>既に本制度に加入している方(配偶者を含みます)のコース変更はできません。</p> <p>配偶者は本人と同時に中途加入することができますが、本人が既に加入している場合は配偶者のみが追加で中途加入することはできませんので、ご注意ください。</p>

詳細は本更新時のパンフレットをご覧ください。

# 平成 29 年 公益社団法人 大阪市工業会連合会『グループ保険』中途加入者用パンフレット読み替え表

頁	項目	本更新パンフレット記載内容	中途加入時の読み替え内容																		
2	申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、1 枚目を事務局宛ご提出ください。(掛金を法人負担とする場合と個人負担とする場合で、申込書が異なりますので、ご注意願います) <u>継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。申込書のご提出がない場合は現在と同額継続となります。</u>	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、1 枚目を事務局宛ご提出ください。(掛金を法人負担とする場合と個人負担とする場合で、申込書が異なりますので、ご注意願います)																		
2	申込締切日	平成 28 年 9 月 23 日(金)事務局必着	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申込締切日</th> <th>責任開始期(加入日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年 12 月末日</td> <td>平成 29 年 2 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 1 月末日</td> <td>平成 29 年 3 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 2 月末日</td> <td>平成 29 年 4 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 3 月末日</td> <td>平成 29 年 5 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 4 月末日</td> <td>平成 29 年 6 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 5 月末日</td> <td>平成 29 年 7 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 6 月末日</td> <td>平成 29 年 8 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 7 月末日</td> <td>平成 29 年 9 月 1 日</td> </tr> </tbody> </table>	申込締切日	責任開始期(加入日)	平成 28 年 12 月末日	平成 29 年 2 月 1 日	平成 29 年 1 月末日	平成 29 年 3 月 1 日	平成 29 年 2 月末日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月末日	平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 4 月末日	平成 29 年 6 月 1 日	平成 29 年 5 月末日	平成 29 年 7 月 1 日	平成 29 年 6 月末日	平成 29 年 8 月 1 日	平成 29 年 7 月末日	平成 29 年 9 月 1 日
申込締切日	責任開始期(加入日)																				
平成 28 年 12 月末日	平成 29 年 2 月 1 日																				
平成 29 年 1 月末日	平成 29 年 3 月 1 日																				
平成 29 年 2 月末日	平成 29 年 4 月 1 日																				
平成 29 年 3 月末日	平成 29 年 5 月 1 日																				
平成 29 年 4 月末日	平成 29 年 6 月 1 日																				
平成 29 年 5 月末日	平成 29 年 7 月 1 日																				
平成 29 年 6 月末日	平成 29 年 8 月 1 日																				
平成 29 年 7 月末日	平成 29 年 9 月 1 日																				
2	保険期間	<u>1 年間(平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日)で以後毎年更新します。</u> (以下省略)	<u>責任開始期(加入日)より平成 29 年 12 月 31 日までとし、以後毎年 1 年ごとに更新します。</u> (以下省略)																		

詳細は本更新時のパンフレットをご覧ください。

# 平成 29 年 公益社団法人 大阪市工業会連合会『グループ保険』中途加入者用パンフレット読み替え表

頁	項目	本更新パンフレット記載内容	中途加入時の読み替え内容
2	配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しますので実質掛金は軽減されます。 (以下省略)	中途加入の場合は、その責任開始期(加入日)から平成 29 年 12 月 31 日までの間で収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しますので実質掛金は軽減されます。 (以下省略)
3	ポイント④	1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合、配当金としてお支払いします	責任開始期(加入日)から平成 29 年 12 月 31 日までの間で収支計算し、剰余金が生じた場合、配当金としてお支払いします
3	A企業(10名)の加入例		
4	ポイント①	お手頃な掛金！ 死亡保険金 200 万円あたりの月額掛金(概算)は 1,690 円とお手頃。 (以下省略)	お手頃な掛金！ 死亡保険金 200 万円あたり月額掛金は 1,690 円とお手頃。 (以下省略)
4	ポイント③	1年ごとに収支計算し、剰余金が発生した場合、配当金をお支払い。  (中略)  この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。(以下省略)	責任開始期(加入日)から平成 29 年 12 月 31 日までの間で収支計算し、剰余金が発生した場合、配当金をお支払い。  (中略)  この保険は責任開始期(加入日)から平成 29 年 12 月 31 日までの間で収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。(以下省略)

詳細は本更新時のパンフレットをご覧ください。

MY-A-16-団-007895